

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第338号
平成30年6月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく

田舎弁護士の駄弁句 (25)

依怙地と言う
医師の生き様
頭が下がる
36年間
無休の持久走



平成30年5月12日
青空浮世乃捨

50年余の医師経験を持ち、84才で今尚現役医師として、岩手県南部の医療をリードしている一関市所在の誠言堂医院の院長佐藤成之先生より、次のようなお手紙を頂戴しました。

私には評論家や他医の意見には従わないという依怙地なところがあります。自分の体験と心の声の方が正しいと思っているからです。自己責任でやってきてこれまで何の不都合もなく生きのびてくることができました。「老いて生き恥多し」の毎日ですが、マイペースで前向きに、と思っています。

5月12日の『病氣と生き方を語る集い』での先生の「医者^のの診察を受けたら持久走はすぐに禁止となる。だから診察は受けない」とのお話がよみがえってきました。36年間一日も休まず持久走を続けているということは、そういう強い心があってのことなのでね。

先生の「自分の体験と心の声の方が正しい」との御考えに共鳴しました。納得出来たら結果は甘んじて受ける。それが自己責任です。古いヤツだと思いでしょが、「正しいと判断し、やると決めたらやり抜く」それが、男気^のというものではないでしょうか。男気のある人、男気のある生き方が私も好きなんです。なかなか真似はできませんが・・・。

新幹線

デッキで爪立ち

一時間

盛岡、仙台間は

ミニ体育館



平成30年5月12日

青空孚世乃捨

5月12日の語る集いで、盛岡市でマツムラ健康館を経営されている松村諭先生は、「いつでも、どこでも運動はできる」と語り、会場の聴衆をその場で立たせて軽い体操をしました。

先生の笑いを誘う巧みなリードで、会場は笑いに包まれ、一瞬のうちに体操場となりました。普段運動とは縁がなくなっていた病人も、高齢者も、笑い声を上げながら、先生の言う通り体を動かしました。誰にでもすぐできる無理のない楽しい運動で、体も心もスッキリしました。その後の語る会は一層盛り上がりました。やり方によっては病人にも高齢者にも楽しくできる体操があるのですね。松村先生ありがとうございました。

「仙台、盛岡間の新幹線の一時間は、座らないでデッキで爪立ちをしている」とのお話は、心に染みました。気持ち次第で新幹線もミニ体育館となるのですね。

目標は、「健康寿命100才」と大きく持ちながらも、それを果たすための日々の努力は、「小さいことの積み重ね」ということになるのですね。短い時間でしたが、沢山のことを教えられました。

『古い・病を楽しむ生き方を語る』その1

一患部と全身



『古い・病を楽しむ生き方を語る』を書き始めました。その1回目を『岩手の保健』という本に掲載してもらうことにしました。今回はこれを活用します。岩手県国民健康保険団体連合会は、1年に2～3回、『岩手の保健』という健康に関する本を発刊しています。私も平成20年11月7日号より毎回連続して26回にわたり「健康エッセー」を連載させてもらっています。早いものでもう10年になろうとしています。平成30年8月5日発刊予定の第221号にも掲載していただく予定で6月5日の締め切り日までにその原稿を書き上げようと悪戦苦闘中です。

幸い、内容の出来不出来はともかく、御要求の字数だけはほぼ書き上がりました。省エネという手抜きと、この事務所便りをお読み戴いている方には伊の一番にお読み戴きたいとのいつもの思いがあるものですから、まずこの『的外』で紹介させて戴くことにします。『古い・病を楽しむ生き方を語る』が発刊されたら是非お読み下さいませよう、心からお願い申し上げます。

『患者から健常者に戻って思うこと(その6) 一全身療法』

前号では、がん患者の心の持ち方について述べました。今回は、がんの治療法について述べてみます。私は医師ではありません。ですが42の厄年から35年間患者として、医療つまり病気やけがを治すことを医師の指導の下に、妻と二人三脚でなして来ました。身近な患者仲間が、病気を治す様子を垣間見てきました。私自身の患者としての経験と身近な患者仲間の様子から知った限りのことですが、医師側ではなく患者側から見て、病気の治療法に関し、特にインパクト(強い印象を与える力。衝撃)があり、是非多くの人に知らせたいと思うがんの治療法について述べさせて戴きます。

前号でも紹介しましたが、R子さんは、平成29年5月16日に末期がん宣告を受けました。本人も家族も余命数ヶ月という覚悟をしました。しかし、同年12月11日には、がん完治宣言を受けることができました。本人も家族も「奇跡だ」と喜んでいました。R子さんや



家族の相談に乗っていた家内も私も大喜びをしています。まさに、天にも昇る思いです。

R子さんは、平成29年3月末から胃に食べたものが詰まる感じで食事がとれなくなり、同年4月5日に岩手県立千厩病院で診察を受けたところ、胃の出口部分に直径5cm位の腫瘍しゅよう（からだのなかでできる異常な細胞の集まり）ができていたということで、同日そのまま入院しました。間もなくして同病院は、同月24日に、同病院で胃3分の2の切除手術をすると決めました。その報告を受けて、私は転院を勧めました。千厩病院の担当医に紹介状を書いて戴き、同月24日仙台厚生病院で転院しました。仙台厚生病院で5月8日、胃の3分の2の切除手術を受けました。

ここまでは、胃の3分の2を切除するという患部治療とも言うべき局所療法です。私が転院を勧めた理由は、ここまでの治療方法はこの病院でも大きな差はないだろうが、その先の問題が出てくるだろうと思ったからです。それは、がんが転移しているだろうから、その先の治療をより設備の整った経験豊富な病院を選ぶべきだと考えたのです。案の定、仙台厚生病院は、胃3分の2の切除手術後、8日目に腹膜にがんが転移している旨告知しました。医療専門用語では、「腹膜播種」と言われており、腹膜全体にがんが種をまきまきのように転移した状態になっていたのです。

こうなるとは、患部を切除するとか患部に放射線をあててがんを退治するという局所療法だけでは対応は困難です。からだ全体に対する治療が必要となります。つまり、全身療法が不可欠となります。

仙台厚生病院では、R子さんに抗がん剤治療を勧めました。厚生病院の指導の下に患者の地元である岩手県一関市所在の岩手県立磐井病院で抗がん剤治療をなすということになり、平成29年5月25日、抗がん剤治療のため磐井病院を受診しました。その時点におけるR子さんの体重は、健常時42kg位なのに29kgまで減っていました。6月8日から抗がん剤投与が開始されました。

抗がん剤治療は、抗がん剤を点滴で体内に送り込んで、がんが増えるのを抑えたり、成長を遅らせたり、転移や再発を防いだり、小さながんが転移しているかもしれないところを治療する療法です。がんの切除手術療法や放射線療法が、がんの患部に対する局所的な治療法なのに対し、抗がん剤療法はがんの患部に限らないより広い範囲に治療の効果が及ぶことが期待できます。人間の体は、60兆個の細胞の塊かたまりでできているそうです。抗がん剤を体内



に注入するのですから、体全体に効果が及ぶことになるのでしょうか。切除手術療法や放射線療法が、患部又は局所療法と言えるとすれば、抗がん剤療法は全身療法と言えそうです。

がんの切除手術療法と、放射線療法という2つの患部ないし局所療法は、がんの標準治療として公的保険の適用が認められています。がんの全身療法としては、いまのところ抗がん剤治療だけが標準療法と認められ、公的保険の適用の対象とされているそうです。今回述べたいのは、抗がん剤治療の他にも、全身療法は沢山あり、全身療法こそこれからの医療全般においても、がんの治療方法としても、見直さなければならぬ医療ではなからうかということ。

ここで述べたいのは、がんの全身療法として、抗がん剤療法の他にも効果があり、それに関するエビデンス（科学的証明）が確立され、標準治療と認められ、公的保険が適用されるような治療方法が見付かってほしいことと、全身療法は、医師任せの療法ではなく、医師と患者が協同、つまり力を合わせ、助け合って行わなければならない治療方法であり、本来あるべき療法ということを強調したいのです。

R子さんは、平成29年6月8日に磐井病院で第1回目の抗がん剤治療を受けた直後の同月21日から東京池袋にあるがんのクリニックで免疫細胞療法を開始しました。磐井病院の担当医は免疫細胞療法は標準療法と認定されていないこと、エビデンスがないこと等を理由に積極的に勧めませんでした。家内と私とでR子さん家族に抗がん剤療法と免疫細胞療法の併用を強く勧めました。R子さんも御家族も、抵抗なくすぐに抗がん剤療法と免疫細胞療法を併用しました。

抗がん剤療法が効いたのか、免疫細胞療法が効いたのかは科学的にはまだ十分には証明できません。ですが、私は双方が相互に作用し、相乗効果が生まれたと信じています。それに、前号でも紹介しましたが心理的なものも加味され、より効果が生まれたのではないかと、思います。

R子さんは、平成29年12月4日に磐井病院で行われたCT検査の結果ではがんは見えなくなったのです。癌マーカーはそれより以前から正常値となっていました。QOL（生活の質）は、既に健常時に戻っていました。体重も29kgから40kgまで戻っていました。グラウンドゴルフを楽しむまでになっていました。がんが消失し、検査値も正常を示す状態を





「完全寛解」と言うそうですが、R子さんのがんは完全寛解したのです。

ところで、免疫細胞療法とはどのような療法なのでしょう。共同通信社医療情報センター制作の『自分の力でがんを闘う—免疫細胞治療Q&A』は、「がん細胞と免疫細胞との力関係に着目し、免疫細胞を体外へ取り出してがん細胞への攻撃力を増し、数も大幅に増やした後で再び体内へ戻し、患者さん自身のものでがんを攻撃しようという発想から生まれた治療法が免疫細胞療法です」と述べています。がんの切除手術や放射線治療のように、がん細胞の塊^{かたまり}という患部という局所に攻撃する患部療法又は局所療法ではなく、60兆個の細胞からできている人間の体全身を対象とした全身療法なのです。

前記の通り、抗がん剤療法も全身療法という意味では免疫細胞療法と同じなのですが、抗がん剤は本にとって異物である化学合成された医薬品である抗がん剤を使うため副作用が出ますが、免疫細胞療法は、患者自身の細胞を用いるため本質的に副作用がありません。また、癌切除手術療法、放射線療法、抗がん剤療法と異なり、何度でも繰り返して行える方法のようです。通院で済み、入院の必要もない患者に負担がかけられない手軽にできる治療法でもあります。医学界では、いまのところ、免疫細胞療法の効果についてはまだエビデンスが弱いと言われていたようですが、副作用がないのですから安心してやってみることを勧められる療法です。

3ヶ月間が1クール（治療の一区切り）で、その間2～3週間に1回程度の治療です。1回の治療内容は、患者の血液を20ml位抜き、それを機械にかけ免疫細胞を増殖させ、次の治療日に30分位の点滴で患者の体内に戻すようです。前記の通り、2～3週間に1回の通院で各回1時間位で済むようですから肉体的にも時間的にも負担はあまりないようです。ただ、まだ標準治療とは認められていませんので、公的保険が使えず、1クールの治療費約200万円位が患者の自己負担となっていることに大きな問題があります。早く標準治療と認められ、公的保険が適用されるようになる日が来ることを願っています。そうなればもっと気軽に勧められる療法です。

R子さんは、1クール3ヶ月間の治療を2クールやりました。それで、がんは完全寛解しました。前記のように、これは抗がん剤療法の効果なのか、免疫細胞療法の効果なのかは定かではありませんが、私は、免疫細胞療法も役に立っていると信じています。ただ、患者そ

それぞれに個性があり、がんにもそれぞれ個性がある筈です。R子さんに効果があったからとしても、他の人に必ず効くということにはならないと思います。またいつ、どの時点で免疫細胞療法に入ったかなどということでも効果は違ってくるのではないかとします。ですが、現にR子さんには絶大な効果があったと思います。それだけでも、勧めてみたい療法です。人の命は、あきらめてはならないのです。いいと思える方法があったらやってみるべきです。

免疫細胞療法は公的保険が使えず、高額な治療費を自己負担しなければならぬ現在の状況は、患者や家族にとって辛いところですが、命がわかっていることだけに、お勧めしたい気がします。副作用も入院もないという患者の体にとってはほとんど負担のない治療方法ですから、試してみる価値は十分にあると確言します。がん対策は、事実を「明^{あきら}」かにした上で、患者に合った治療方法を「諦^{あきら}」めずに見つけるということに、尽きると確言します。そんな意味で、「あきらめなければならぬ あきらめてはならない」ということになります。

以上が、『岩手の保健』に出した原稿です。本当は、それに続けて次のことを書きたかったのですが、紙面の都合もありましたし、文章としての区切りとか整合性のこともありましたので書きませんでした。この事務所便りでは書いてみます。

R子さんの末期がん宣告からがん完全寛解宣言までの全期間を身近で見たり聞いたりし、自分が体験したと同じような印象が残りましたので、『あきらめなければならぬ あきらめてはならないー癌体誌』(2018年2月24日初版発行 発行所株式会社エムジェム)を発刊しました。

同年5月12日は一関文化センター中ホールで『癌体誌出版記念講演会と病気と生き方を語る集い』を開催しました。がんや病気に関心のある方は多く、470席ある席はほぼ満席となりました。R子さんをはじめ末期がんを克服された体験者の方が、食事療法、運動療法、心理療法などの患部療法だけではなく、全身療法の必要性などについてそれぞれの体験談を語ってくれました。さらに食事療法、運動療法を指導してこられた医師、管理栄養士、運動療法士の先生方が食事療法、運動療法、心の持ち方の具体的なやり方を教えてくれました。会場は盛り上がりました。その後、癌患者の家族や、友人、知人など患者を心配する方より問い合わせが数多く寄せられています。

近代医学は、これまでのところでは患部療法と言うか局部療法と科学壽命を優先させてきたように思えます。そして、医師中心の医療だったように思えます。ですが、私自身が慢性





腎不全の全治療方法つまり、薬物療法、食事療法、人工透析療法、生体腎移植療法を体験し、それに関する本を妻と共に著して18冊出版し、自らの癌切除手術を体験し、更にR子さんのがん闘病を間近に見聞きし、その体験記を出版し、数多くの講演を行ってきた体験の中で、いまや医療は変革の時を迎えているという実感が体験を重ねる都度濃厚となってきています。つまり、医療に対する考え方は根本的に変わらなければならない時代という思いが増して来ています。

私は、弁護士ですから専門は法律分野です。ですが、命をかけてきたということでは、医療の分野も法律の分野以上に真剣に立ち向かってきました。その体験を通して、病気と生き方に関する私見を申し述べたく、『若い・病を楽しむ生き方を語る』（仮題）という新しい本を書き始めています。その骨子は次の点にあります。①患部療法と全身療法の併用の必要性、②医師と患者の協同作業の必要性、③近代科学理論と経絡類の併用の必要性、④心の重要性の認識と活用の必要性。そして、さらに医療はこの世の生き方の問題の一面です。医師も患者も人生を楽しく生きるという哲学（知恵）が必要です。そこで、⑤「人生は、まわりの人と楽しみ合うのみ」という哲学（知恵）の必要性を強調したいのです。つまり、若いと病は回避できない人生を、どのように考え、どのように行動したら楽しく生きられるか、を述べたいのです。

今回はそのうちの全身療法について述べてみました。これからその余の点にも触れ『若い・病を楽しむ生き方を語る』と題する1冊の本をまとめてみたいと大風呂敷を広げ、その風呂敷が一杯になるように小さな努力を「塵も積もれば山となる」との思いで積み重ねてみたいと考えています。御支援下さい。



この『的外』第338号では、『岩手の保健』の原稿を流用するという手抜き作業をしてしまいましたが、変革の中にある、つまり根本的に変わらなければならない時に至っていると思える医療の世界に関し、愚見を黄色い本20冊発刊記念本『若い・病を楽しむ生き方を語る』にまとめ発刊したいと考えています。

平成30年9月中には発刊し、11月中には『出版記念講演会』と『若いと病を楽しむ会』の立ち上げを目指したいと考えています。この事務所便りをお読み戴いている方には、是非共催者となって戴きたく、心底よりお願い申し上げます。

